

定例監査の結果

1 監査の期間

平成28年 4月21日から平成28年 5月17日

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部商工観光課

(2) 対象期間

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

商工観光課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由の記載のないものが散見された。

(イ) 業務委託契約約款で定められた完了届の提出を受けていないものや検査が行われていないものが散見された。

(ウ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあった。

イ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあった。労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

ウ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、同一週を超えて週休日の振替を行い、1週間の正規の勤務時間を超えなかったにもかかわらず、時間外勤務手当を支給していたものが散見された。今後、このような誤りが発生しないよう適切な事務処理をされたい。

エ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用していた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。